

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(前日の午後5時以前)

目 次

- ◇ 公 告 鳥取県職員採用初級試験の実施 (人事委員会)
- 鳥取県警察官採用試験の実施 (〃)
- 鳥取県交通巡視員採用試験の実施 (〃)

公 告

職員の任用に関する規則 (昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号) 第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和62年 8月25日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

昭和62年度鳥取県職員採用初級試験

2 試験の区分及び採用予定者数等

試験の区分	採用予定者数	第二志望可能な試験の区分
一般事務	10名程度	
学校事務	8名程度	警察事務
警察事務	4名程度	学校事務

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

知事又は教育委員会の事務部局、市町村立小・中学校、警察等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額97,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格

一 般 事 務	昭和41年4月2日から昭和45年4月1日までで生まれ た者
学 校 事 務	昭和39年4月2日から昭和45年4月1日までで生まれ た者
警 察 事 務	た者

6 第一次試験

- (1) 試験種目 教養試験 (多枝選択式)、適性試験 (多枝選択式) 及び適性検査
- (2) 試験の期日 昭和62年10月18日 (日)
- (3) 試験の場所 鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校
- (4) 第一次試験合格者の発表 昭和62年11月中旬に鳥取県庁本庁舎 (鳥取市東町一丁目220) 及び
第二庁舎 (鳥取市東町一丁目271) の1階掲示板にその氏名を掲示し
て発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。
- 7 第二次試験
- (1) 試験種目 作文試験、人物試験、身体検査及び受験資格等調査とし、人物試験
は個別面接により、受験資格等調査は通信調査により行う。
- (2) 試験の期日及び場所 (受験資格等調査を除く。)

昭和62年11月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和62年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその
氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記
載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印
し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和62年8月31日(月)から同年9月12日(土)まで。

なお、郵送による申込みは、昭和62年9月12日(土)までの消印
のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日は受け
付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務

- 局に行うこと。
- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和62年 8月25日

鳥取県人事委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

昭和62年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官 (A)	8名程度
警察官 (B)	8名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

4 給与

警察に勤務する公安職給料表1級の係員（巡査）の職
この試験に合格し、採用された者には、原則として次の表に掲げる給料月額のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官 (A)	127,800円
警察官 (B)	109,700円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
警察官 (A)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和63年3月31日までに卒業する見込みの者
警察官 (B)	昭和35年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた男子
警察官 (B)	上記以外の者

6 第一次試験

- (1) 試験種目 教養試験(多枝選択式)、論文又は作文試験及び適性検査
- (2) 試験の期日 昭和62年9月27日(日)
- (3) 試験の場所 鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校
- (4) 第一次試験合格者の発表
昭和62年10月下旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。
- 7 第二次試験
- (1) 試験種目 人物試験、身体検査、体力検査及び受験資格等調査とし、人物試験は個別面接により、受験資格等調査は通信調査により行う。
なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。
- (2) 試験の期日及び場所(受験資格等調査を除く。) 昭和62年11月中旬に鳥取市において行う。
- 8 最終合格者の発表
昭和62年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和62年8月31日(月)から同年9月12日(土)まで。

なお、郵送による申込みは、昭和62年9月12日(土)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封

すること。
(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和62年 8月25日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

- 1 試験の名称
昭和62年度鳥取県交通巡視員採用試験
- 2 採用予定者数
1名程度
- 3 対象となる職
警察に勤務する行政職給料表1級の交通巡視員の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者は、原則として、給料月額97,800円のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格
昭和41年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた女子。ただし日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。
- 6 第一次試験
(1) 試験種目
教養試験（多枝選択式）、適性試験（多枝選択式）、適性検査及び身体検査とする。
なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。
- (2) 試験の期日
昭和62年10月18日（日）

<p>(3) 試験の場所 鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校 米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校</p> <p>(4) 第一次試験合格者の発表 昭和62年11月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>7 第二次試験</p> <p>(1) 試験種目 作文試験、人物試験、身体検査（一般内科系検査）及び受験資格等調査とし、人物試験は個別面接により、受験資格等調査は通信調査により行う。</p> <p>(2) 試験の期日及び場所（受験資格等調査を除く。） 昭和62年11月下旬に鳥取市において行う。</p> <p>8 最終合格者の発表 昭和62年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>9 採用候補者名簿及び採用方法 最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき、提示した者の中から行われる。</p> <p>10 受験手続 (1) 受験申込用紙の交付</p>	<p>受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署において交付する。</p> <p>(2) 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。</p> <p>(3) 申込受付期間及び申込受付時間 ア 申込受付期間 昭和62年8月31日（月）から同年9月12日（土）まで。 なお、郵送による申込みは、昭和62年9月12日（土）までの消印のあるものに限り受け付ける。 イ 申込受付時間 9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け付けない。</p> <p>11 その他 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。 (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。</p> <p>別表 身体検査の項目及び基準一覧表</p> <table border="1" data-bbox="164 1004 233 1796"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	基準		
検査項目	基準				

身 長	156センチメートル以上であること。
体 重	43キログラム以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。